

市原学園における法教 育活動の報告

東京大学法科大学院出張教室

報告の流れ

- (1) 団体の紹介
- (2) 活動の目的
- (3) 授業の紹介
- (4) 考察・反省

(1) 団体の紹介

(1) 団体の紹介

発足：2004年（法科大学院1年目）

活動：2013年度

- ・中学校高校での実施校：計11校（全国各地）
- ・市原学園での法教育（2014年2月24日・3月3日）

(2) 活動の目的

(2) 活動の目的

目的①

「法律の存在理由及び意義を伝えること」

→なぜ法律が存在するのか、どのように法律ができているのかを理解してもらう。

(2) 活動の目的

目的②

「実際の社会における法律の役割を伝えること」

→法律が人々の生活に根差した身近なものであり、人を罰するためだけにあるのではなく、人を助ける機能も有しており、法律を知ることが生活する上で役に立つことを実感してもらう。

(3) 授業の紹介

(3) 授業の紹介

授業の形式

グループワーク(1グループ少年3名から4名、法科大学院生1名)

第1回(2014年2月24日)

目的① 「法律の存在理由及び意義を伝えること」

第2回(2014年3月3日)

目的② 「実際の社会における法律の役割を伝えること」

(3) 授業の紹介—第1回—

授業のテーマ

「ルールが存在しない状況において発生する諸問題とその解決策」

参加人数

少年9名 法科大学院生4名

(3) 授業の紹介—第1回—

新体育館(100名)

	卓球部	剣道部	バレーボール部	柔道部	バスケットボール部
人数	25人	30人	40人	30人	60人

(3) 授業の紹介—第1回—

全体に対する挙手制

問題①

- ・事例の把握・授業の雰囲気づくりのための問題
- ・「早い者勝ちになる」「体育館を使えない部活が出る」など

(3) 授業の紹介—第1回—

グループワーク

問題②

- ・選択肢ア・ウ・カは決めてはならないルールで一致
- ・選択肢イ・オは決めてよいルールとの意見が多数
- ・選択肢エは取引であるため決めてよいとする意見が多数

問題③

- ・意見が分かれる(特に多数決についての評価が分かれる)

(3) 授業の紹介—第1回—

授業のまとめ

ルールがなければトラブルが生じる(問題①)

しかし、不公平・差別的なルールとして作ってはならない(問題②)

そのために、①全員に意見を発表する機会が与えられていること、

②不公平ではない方法でルール作ることが必要(問題③)

(3) 授業の紹介—第2回—

授業のテーマ

「少年にとって身近な市民生活上のトラブルと法律による解決策」

参加人数

少年20名 法科大学院生6名

(3) 授業の紹介—第2回—

事例①

「よくできた偽物の時計だから5000円で売って」

A



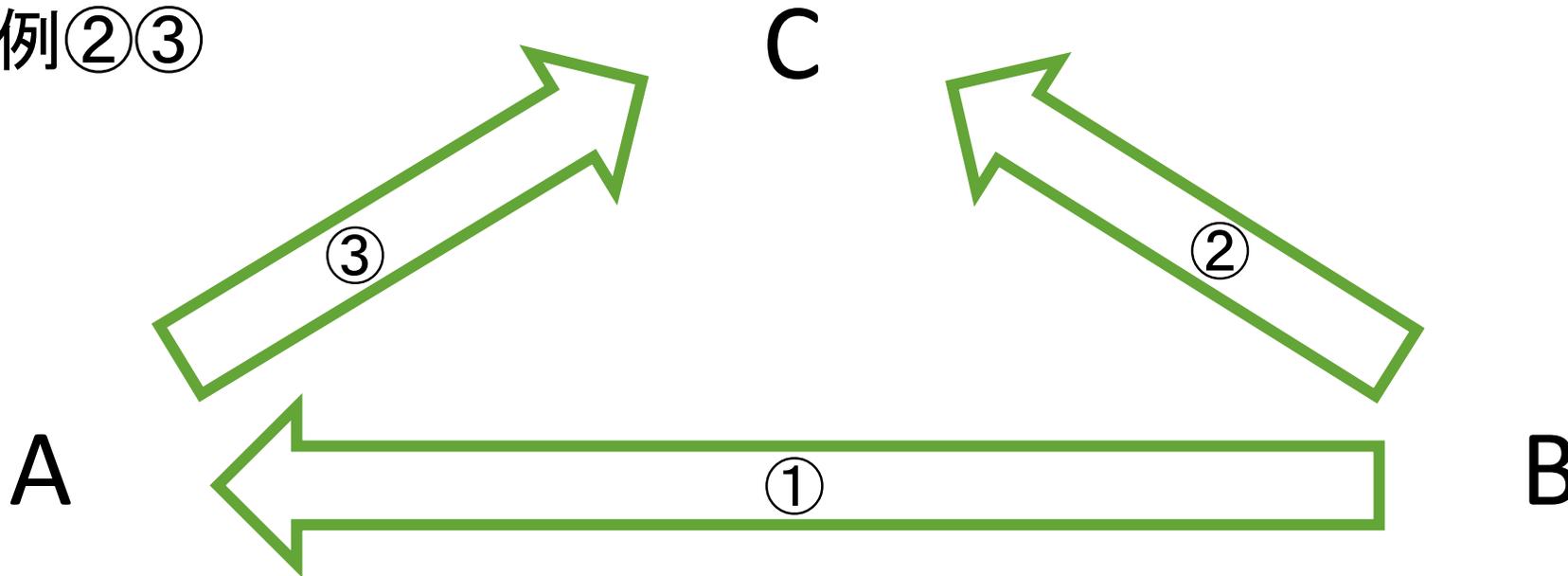
B

ルール①

「Aさんが、_____ときに渡した時計は、(取り戻せる／取り戻せない)」

(3) 授業の紹介—第2回—

事例②③



ルール②

「Aさんがだまされて時計を渡しても、_____ときは、時計を取り戻せない。」

(3) 授業の紹介—第2回—

授業のまとめ

- ・民法の条文の紹介
- ・法律の条文が非常識なものではなく、自分たちの感覚と一致したものであることの確認

(4) 考察・反省

(4) 考察・反省

- ① 少年たちの理解力の差
- ② 少年同士の議論の乏しさ

(4) 考察・反省

少年たちのアンケート

第1回

「わかりやすかった」「法律をもっと学びたいと思った」

「事例が簡単すぎて退屈だった」「少しわかりにくかった」

第2回

「法律に興味をもった」「さらに学んでみたいと思った」

「法律は助けにならないと思う」「法律を学んでも役に立たない」